

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871
長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内
TEL：026-238-1555 (直通)
TEL：026-238-1580 (苦情専用)
TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)
FAX：026-238-1581
E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp
URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業所は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
平成31年3月26日(火)	長野県総合教育センター第2研修室 (塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4)	午後1時00分～4時00分
平成31年4月24日(水)	長野県自治会館1階会議室	午後1時30分～4時30分

2 月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した際の請求明細書等の記載方法について

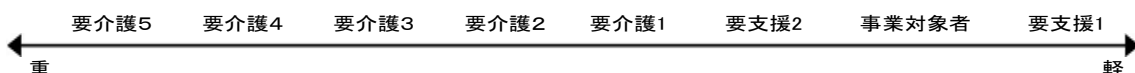
月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した際の請求明細書等の記載方法については、以下のとおりとなります。お問い合わせを多くいただく点ですので、本会へ請求する際の参考としてください。

月途中で要支援・要介護状態区分等を変更した場合の請求明細書等記載の整理

同月内に、要介護状態区分変更前後の要介護度に応じたサービスを利用しているパターンを整理する。

No		給付管理票	サービス計画費	請求明細書		
		要支援・要介護 状態区分等	被保険者欄の 要介護状態区分	要介護状態区分 (介護給付)	要支援状態区分 (予防給付)	要支援状態区分 (総合事業)
		(重い方を対象)※2	(月末時点)	(月末時点)		
1	事業対象者→要支援1	事業対象者	要支援1	-	要支援1	要支援1
2	事業対象者→要支援2	要支援2	要支援2	-	要支援2	要支援2
3	事業対象者→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	-	事業対象者
4	要支援1→事業対象者	月途中の要支援1→事業対象者への変更はない。				
5	要支援1→要支援2	要支援2	要支援2	-	要支援2	要支援2
6	要支援1→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要支援1
7	要支援2→事業対象者	月途中の要支援2→事業対象者への変更はない。				
8	要支援2→要支援1	要支援2	要支援1	-	要支援1	要支援1
9	要支援2→要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要介護N※1	要支援2
10	要介護N※1→事業対象者	月途中の要介護N→事業対象者への変更はない。				
11	要介護N※1→要支援1	要介護N※1	要支援1	要支援1	要支援1	要支援1
12	要介護N※1→要支援2	要介護N※1	要支援2	要支援2	要支援2	要支援2

※1 要介護Nは、要介護1～5のいずれかを意味する。
※2 要支援・要介護状態区分等の重い順は以下の通り。



3 2019年度介護保険請求書等受付日及び介護給付費等支払日について

2019年度介護保険請求書等受付日及び介護給付費等支払日

	請求書受付日										支払日
	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	
4月	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	26日 (金)
5月	水 /	木 /	金 /	土 /	日 /	月 /	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	30日 (木)
6月	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	28日 (金)
7月	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	30日 (火)
8月	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 ○	30日 (金)
9月	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	27日 (金)
10月	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	30日 (水)
11月	金 ○	土 /	日 /	月 /	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 ○	日 ○	29日 (金)
12月	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	27日 (金)
1月	水 /	木 /	金 /	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	30日 (木)
2月	土 /	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	28日 (金)
3月	日 /	月 ○	火 ○	水 ○	木 ○	金 ○	土 /	日 /	月 ○	火 ○	30日 (月)

<<<請求の留意点>>>

【伝送請求】

- ・ 請求受付期間中は24時間受付が可能です。(サーバメンテナンス時等は除く)
- ・ 誤った請求を送信してしまった場合は、毎月10日までは事業所側で修正・再送信が可能です。事業所側で請求取消しを行い、ファイル単位で再請求してください。
- ・ なお、取消し処理を行った場合、取消し処理が完了したかを確認し、その後、正しいファイルを送信してください。

【電子媒体等請求・書面による請求】

- ・ ○ → 8:30~17:00まで請求受付を行います。(土曜・日曜・祝日は、8:30~16:30まで)
- ・ 書面による請求を行う場合は、平成30年3月31日までに、本会へ免除届出書を提出済みの事業所のみが該当となります。

【共通事項】

- ・ 請求締め切りは土日・祝日関係なく毎月10日締切厳守をお願いいたします。

平成31年2月請求分の支払日は3月29日(金)、4月請求分の締め切りは4月10日(水)です。